

第 21 期第 8 回東部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 30 年 1 月 22 日 (月) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 12 名 (欠席 3 名)
県 水産振興課 4 名
八戸水産事務所 1 名
むつ水産事務所 1 名
事務局 3 名
- 4 概 要
○議案の審議 4 件、報告事項 1 件

**【 議 案 】****(1) 漁業権一斉切替えに伴う免許内容等の事前決定について (諮問)**

漁業権一斉切替えに伴う免許内容等の事前決定について県から諮問があり、2 月 13 日に公聴会を開催し、関係者の意見を集約した上で、次回の委員会で県に答申することとしました。

公聴会の詳細については、[青森県東部海区漁業調整委員会公示第 1 号](#)を御覧願います。

(2) 東部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示について

青森県小型いか釣り漁業協議会長より、小型いかつり漁業の集魚灯の光力制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、原案どおり発動することとしました。

委員会指示の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[東部海区漁業調整委員会指示第 1 号](#)を御覧願います。

(委員会指示の要旨)

1 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- ① 10 トン以上 30 トン未満の動力船にあつては 160 キロワット以下
- ② 5 トン以上 10 トン未満の動力漁船にあつては 120 キロワット以下
- ③ 5 トン未満の動力漁船にあつては 90 キロワット以下

なお、20 キロワットを上限とする作業灯 (白熱灯) は合計光力に含めない。
また、投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

2 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

3 対象となる漁業

30 トン未満の動力漁船によるスルメイカを対象に操業する小型いかつり漁業

4 指示の有効期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(3) 東部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示について

東部海区管内におけるいかつり漁業の操業に係る委員会指示について、審議の結果、原案どおり発動することとしました。

委員会指示の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[東部海区漁業調整委員会指示第 2 号](#)を御覧願います。

(委員会指示の要旨)

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的として、総トン数 5 トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県東部海区海域

2 期間 平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日まで

(4) 東部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業の指示について

東部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業に係る委員会指示について、審議の結果、原案どおり発動することとしました。

委員会指示の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[東部海区漁業調整委員会指示第 3 号](#)を御覧願います。

(委員会指示の要旨)

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスルメイカの採捕を目的として、総トン数 1 トン以上 5 トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県東部海区海域

ただし、下北郡尻屋灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心とを結ぶ直線以東の海域を除く

2 期間 平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日まで

【 報告事項 】

(1) 流し網漁業に係る国の制度改正に伴う「岩手県漁業調整規則」の一部改正に係る事前協議について

平成 29 年 12 月 27 日付けの岩手県からの事前協議、平成 30 年 1 月 10 日付けの県からの回答について、県から報告がありました。